宍粟市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び宍粟市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月19日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第24号

宍粟市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び宍粟市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

（宍粟市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正）

第１条　宍粟市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年宍粟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（指定の申請） 第２条　法第78条の２第１項及び第115条の12第１項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（様式第１号）により行うものとする。 ［２　略］ （変更の届出等） 第３条　法第78条の５及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書（様式第２号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書（様式第３号）により、それぞれ行うものとする。 （指定の更新の申請） 第４条　法第78条の２第１項及び第115条の12第１項の規定による申請は指定	（指定の申請） 第２条　法第78条の２第１項及び第115条の12第１項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。 ［２　略］ （変更の届出等） 第３条　法第78条の５及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書により、再開に係るものにあっては再開届出書により、それぞれ行うものとする。 （指定の更新の申請） 第４条　法第78条の２第１項及び第115条の12第１項の規定による申請は、指

改　正　前	改　正　後
地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（様式第４号）により行うものとする。	定更新申請書により行うものとする。
［２　略］	［２　略］
（指定の辞退）	（指定の辞退）
第５条　法第78条の８に規定する指定の辞退をしようとするときは、指定辞退届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。	第５条　法第78条の８に規定する指定の辞退をしようとするときは、指定辞退届出書を市長に提出しなければならない。
［追加］	（様式） 第７条　第２条から第５条までに規定する申請又は届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
（その他）	（その他）
第７条　［略］	第８条　［略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

様式第１号から様式第５号までを削る。

（宍粟市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正）

第２条　宍粟市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年宍粟市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（指定の申請等）	（指定の申請等）
第２条　法第79条第１項又は第115条の22第１項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所指定申請書（様式第１号）により行うものとする。	第２条　法第79条第１項又は第115条の22第１項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。
２　指定介護予防支援事業所の指定を受けようとする者が、法第115条の46第３項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置の届出をしている場合で、既に提出している前項に規定する事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出は省略できるものとする。	［削除］

改　正　前	改　正　後
３　［略］ （変更の届出等） 第３条　法第82条第２項又は第115条の25の規定による届出は、施行規則第133条第１項又は第140条の37第１項に定める事項の変更に係るものにあっては変更届出書（様式第２号）により、施行規則第133条第２項又は第140条の37第２項に定める事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては指定居宅介護・指定介護予防支援事業所廃止・休止・再開届出書（様式第３号）により、それぞれ行うものとする。 （指定の更新の申請等） 第４条　法第79条の２第１項又は第115条の31において準用する法第70条の２の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所指定指定居宅介護・指定介護予防支援事業所更新申請書（様式第４号）により行うものとする。 ［２　略］ ［追加］ （その他） 第６条　［略］	２　［略］ （変更の届出等） 第３条　法第82条第２項又は第115条の25の規定による届出は、施行規則第133条第１項又は第140条の37第１項に定める事項の変更に係るものにあっては変更届出書により、施行規則第133条第２項又は第140条の37第２項に定める事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書により、再開に係るものにあっては再開届出書により、それぞれ行うものとする。 （指定の更新の申請等） 第４条　法第79条の２第１項又は第115条の31において準用する法第70条の２の規定による申請は、指定更新申請書により行うものとする。 ［２　略］ （様式） 第６条　第２条から第４条までに規定する申請又は届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。 （その他） 第７条　［略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

様式第１号から様式第４号までを削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。